

報告第 4 号

「阪神間都市計画区域マスタープラン等」の見直し（兵庫県決定）  
について【報告】

目 次

1. 兵庫県決定「阪神間都市計画区域マスタープラン等」の見直しについて・ P. 1
2. 素案の閲覧について …………… P. 1
3. 説明会・公聴会の開催について…………… P. 1
4. 都市計画区域マスタープラン等のスケジュール（案） …………… P. 2

# 1. 兵庫県決定「阪神間都市計画区域マスタープラン等」の見直しについて

## (1) 見直しを行う都市計画

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- ②区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）
- ③都市再開発の方針
- ④住宅市街地の開発整備の方針
- ⑤防災街区整備方針

## 2. 素案の閲覧について

兵庫県が見直しを行う「阪神間都市計画」の素案について、次のとおり閲覧を行いました。

### (1) 閲覧期間

平成27年4月1日（水）～4月28日（火）

### (2) 閲覧場所及び閲覧方法

- ・兵庫県都市計画課
- ・西宮市都市計画課、その他阪神間市町都市計画担当窓口
- ・兵庫県ホームページ、西宮市都市計画課、その他阪神間市町都市計画担当のホームページ

### (3) 閲覧者

1名

## 3. 説明会・公聴会の開催について

兵庫県が見直しを行う「阪神間都市計画」の素案について、次のとおり説明会を行いました。

### (1) 説明会

#### イ) 開催日時及び開催場所

4月28日（火）10時～11時 尼崎市小田公民館

15時～16時 宝塚市西公民館（出席者がなかったため、中止）

#### ロ) 出席者

3名

### (2) 公聴会

#### イ) 公述申出期間

5月1日（金）～5月18日（月）

#### ロ) 公述申出がなかったため、中止。

## 4. 都市計画区域マスタープラン等のスケジュール(案)

